

再 反 論 書

2020年10月9日

審理員 矢吹尚子様

遠藤保男 外104人
別表を付します。

2019年7月3日付けで長崎県収用委員会が2019年5月21日付けでなした二級河川川棚
川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る
権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件処分」という。）に関する審査請求を提出し
た。

2020年1月7日付で長崎県収用委員会会長梶村龍太氏による弁明書副本と、反論書等の
提出に関する書類の送付を受け、2020年3月31日付で審理員 谷中謙一氏宛に反論
書を提出した。

2020年9月9日、審理員矢吹尚子氏より、長崎県収用委員会会長梶村龍太氏による再弁
明書（副本）を受けると共に、再反論書提出の意思があるならば、2020年10月9
日を期限とする旨の通知を受けた。

再弁明書は、弁明書の繰り返しでしかなく、反論書への弁明は一切書かれていない。
よって、再反論書を提出する。

内容

再反論書	0
1. 再反論の趣旨	1
2. 再弁明書の趣旨	1
1) 1. 「「2 審査請求の理由に対する認否」に対する反論」に対する認否	1
2) 2. 本事件に対する意見	2
3. 再弁明書への反論（＝再反論）	3
1) 再弁明書は反論書に対する弁明になっていない。	3
2) 「1. 「2 審査請求の理由に対する認否」に対する反論」に対する認否への反論	3
3) 2. 「本事件に対する意見」への反論	5
4. 佐世保市の水需要予測の問題点についての論考	8

記

1. 再反論の趣旨

「本件処分を取消す。」との裁決を求める。

2. 再弁明書の趣旨

1) 1. 「「2 審査請求の理由に対する認否」に対する反論」に対する認否

(1) 反論書の3の2)ア1及び2中「その事業認定を根拠とした収用明渡裁決は無効」とする意見に対しては争う。

(2) 反論書の3の2)ア4中「収用委員会は事業認定の手続きを一つ一つ真摯に検討することなく、そのうわべを見るだけで、「事業認定に事業認定を当然に無効とするような瑕疵は認められない。」としたことはあまりに容易であった。」とする意見に対しては争う。

- (3) 反論書の 3 の 2) ア 4 中「収用委員会は川辺川ダムの事件と同様に、「起業者の当初の目的は果たせないことが明らかになった。このような状況下での収用裁決は難しい。ここで考え直してはどうか」と起業者に呼び掛ける=勧告するのが至当であった。」とする意見に対しては争う。
- (4) 反論書の 3 の 2) イ 2 中の無効となる明白な瑕疵について、「誤認が一見看取し得るもの」としている限り、石木ダムの必要性がうそとデタラメでねつ造されていることを看取ることはできない。」及び「法に定める事業認定手続が行われていることを確認してもその内容を確認しない限り、「石木ダムや事業を必要とする理由がうそとデタラメによるねつ造」であることを看取ることができない。」とする意見に対しては争う。
- (5) その余の事実主張については否認ないし不知。その余の法律上の主張又は意見については争う。

2) 2.本事件に対する意見

1. 当委員会が行った収用裁決の適法性

- ① 弁明書（以下「弁明書」という。）の 4 (1) で述べたとおり、当委員会は、起業者の裁決申請及び明渡裁決申立てを適正なものと認め、申請を却下する理由がないので；土地収用法（以下「法」という。）第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定によって、収用等の裁決を行なったものであり、当委員会のなした本件処分は法に基づいた適正なもので、取消されるべき違法はない。

2. 審査請求人らの反論書での主張に対する反論

- ① 仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても、

- 収用委員会は、その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取消されるまでは、事業認定の有効を前提として、裁決事務を執行しなければならない

⇒ 裁決を無効とする審査請求人らの主張は失当である。

- ② 収用委員会は収用の前提として事業計画の是非について実質的に判断すべきとの考えが窺われる。

- 仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても、収用委員会は、その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取消されるまでは、事業認定の有効を前提として、裁決事務を執行しなければならないこと、

- その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められないと

⇒ 裁決を無効とする審査請求人らの主張は失当である。

- ③ 「起業者の当初の目的は果たせないことが明らかになった。このような状況下での収用裁決は難しい。ここで考え直してはどうか」と起業者に呼び掛ける=勧告するのが至当であったと主張している。

- 川辺川ダムの場合、事業認定申請書添付の事業計画書の事業目的に変更が生じた → 事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なるときに該当

- 本件の場合、裁決申請に係る事業の事業目的は、事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された事業目的と同じ → 法第47条に掲げる却下の裁決の要件に該当するような事実は認められない。
⇒ 収用委員会が起業者に対し、裁決申請の取下げを勧告する理由はないから、裁決申請の取下げを勧告すべきとする審査請求人らの主張は失当である。

3. 再弁明書への反論（＝再反論）

1) 再弁明書は反論書に対する弁明になっていない。

1. 再弁明書に記されている「認否」「意見」はともに審査請求人等の意見書・反論書が指摘している具体的な事実に対する具体的な記述がなく、弁明書の繰り返しでしかなく、再弁明になっていない。

2) 「1. 「2 審査請求の理由に対する認否」に対する反論」に対する認否への反論

1. 再弁明書には、反論書2.1) “「(1) 審査請求書添付の別紙（以下「別紙」という。）の1中『ちなみに、『長崎県には、石木ダム以外に収用裁決まで進んだ例がない』と長崎県収用委員会事務局担当者が語っている。』という事実は否認する。」に対する背景・反論と要請”に対する弁明が見当たらない。

① 反論書2.1)は、この事件がこの事態に至っている経過を直視した上での判断が必要であることの裏付けを目的にしている。

- ◆ 起業者たちは、土地収用法適用の実績から、「石木ダム事業に土地収用法を適用することで、地権者たちが譲渡交渉に入る」と期待して事業認定を申請した。
- ◆ 地権者たちは「補償の問題=補償金額の問題ではない。不要なダム事業に生活の場を明渡すことはできない」と譲渡徹底拒否を貫いている。
- ◆ この事態は、起業者たちの想定外の事態=“事業認定申請は起業者たちの思惑と全く異なった事態になっている。
- ◆ 長崎県収用委員会は、事業認定申請取下げ=収用明渡裁決申請取下げを勧告するのが至当である。よって、再度、反論書に記載した【長崎県収用委員会への質問・要請】を記すので、答えられたい。

- | |
|---|
| <p>① 長崎県収用委員会は本件処分を下す際に、上記①から⑩の事実（反論書1～2ページ）を承知していたか否かを明らかにされたい。</p> <p>② 承知していた場合は、本件処分により13世帯居住民の強制排除への道を開くことになるにもかかわらず、本件適用事業がその犠牲を強いいるほどの必要性があると判断した理由を示されたい。「同事業が必要」とする根拠が、「嘘とデタラメによるねつ造ではない」と判断した根拠を示されたい。</p> <p>③ 承知していない場合は、本件処分を取消されたい。</p> |
|---|

- ④ 長崎県収用委員会が「長崎県には、石木ダム以外に収用裁決まで進んだ例がない」という説明があったことを否定するのであれば、その否定は、「説明内容の否定」=上記⑥「事業認定の事例」はすべてではない、なのかな、「説明行為はなかった」、のいずれかを示されたい。
- ⑤ その上で、長崎県における事業認定告示事件数と、その結果（収用明渡裁決前の解決事件数と、収用明渡裁決に至った事件数、行政代執行に至った件数）を示されたい。

- ② この問題は、起業者・長崎県と佐世保市が「反対派地権者との話し合い進行を目的に石木ダム事業に土地収用法を適用する」と判断した時点での見込み違いが、今日の抜き差しならない状況を作り出しているからである。
- ③ 事業認定後に生じている混乱については事業認定処分庁に審査権はなく、収用委員会の審査事項である。収用明渡請求取下げを勧告して然るべき状況が今もなお続いているのが現実である。
- ④ 審査庁と審理員にも再度、長崎県によるこれまでの事業認定申請が県民にどのような説明を経てなされたのか、説明責任は履行されたのか、つぶさに検証し、審査請求者に報告することを求める。
 - ◆ とりわけ審査庁と審理員は、起業者・長崎県と佐世保市に対し、「見込み違い」を認めるのか否か、を質されたい。

2. 再弁明書に記された「認否」への反論（再反論）

- ① すべてが反論書の結論部分に対して「争う」としているだけで、結論に至る説明部分に記された事実関係については認否が記されていない。
- ② 事実関係の認否なしに結論部分について「争う」としていることは、事実関係を自ら確認することなく「争う」のであって、処分者としての責任放棄でしかない。

3. 再弁明書「争う」は、当該意見の結論部分について「争う」としたものと解釈する。「争う」のであれば、当該意見に記載されている事実関係について具体的証拠を付した上で「認否」を求める。

- 4. 再弁明書には、反論書 3-2) -イ-3. 「2012 年度再評価を否定した 2019 年度佐世保市再評価」に記載されている事実と要請に対する認否と意見が記載されていない。
 - ◆ 当該箇所では事業認定処分で拠所にしていた佐世保市による 2012 年度水需要予測の過ち(=事業認定取消審査請求人たちが意見書で指摘していたこと)を、佐世保市は 2019 年度予測において、認めている事実を明らかにしている。
 - ◆ すなわち、事業認定申請時に提出した 2012 年度予測の過ちを佐世保市自身が認めているのであるから、収用明渡裁決は取消されるのが当然である。

- ◆ この事実を踏まえた上で、反論書 3-2)-イ-3.「2012 年度再評価を否定した 2019 年度佐世保市再評価」に記載されている、すべての事実と要請に対する、認否と意見を明確な根拠を付して明らかにされたい。
 - ◆ 反論書 3-2)-イ-3.「2012 年度再評価を否定した 2019 年度佐世保市再評価」の補足として、①検証 佐世保市の需要予測に見る「水源確保のための余裕」の変遷、②佐世保地区水道の負荷率・一日最大給水量の統計学的考察 を添付した。参照の上、事実関係について認否と意見を具体的に示されたい。.
5. 再弁明書には、反論書 3-2) -イ-4. 「事業認定取消訴訟判決」に記載されている事実と要請に対する認否と意見が記載されていない。
確かに事業認定取消訴訟は一審・二審共に原告敗訴となっているが、審査請求人たちはこれらの判決は事実を無視した誤審ととらえている。現在は最高裁判所に上告している。
- ◆ 長崎県収用委員会が本県収用明渡裁決において事業認定取消訴訟を裁決の判断材料として使った理由を明らかにされたい。
 - ◆ 事業認定処分で拠所にしていた佐世保市による 2012 年度水需要予測の過ち(=事業認定取消審査請求人たちが意見書で指摘していたこと)を、佐世保市は 2019 年度予測において、認めている事実を明らかにしている。
 - ◆ すなわち、事業認定の過ちを佐世保市自身が認めたのであるから、事業認定と収用明渡裁決は取消されるのが当然である。
- この事実を踏まえた上で、反論書 3-2)-イ-4.「事業認定取消訴訟判決」に記載されている事実と要請に対する認否と、意見を明確な根拠を付して明らかにされたい。
6. 反論書 3-2) -ウ「本件・収用明渡裁決を扱った収用委員会成り立ちの問題」に記載されている事実と要請に対する認否と意見が記載されていない。
- ◆ 「収用委員会の公平性の問題」について、事実関係の認否と意見を求める。

3) 2. 「本事件に対する意見」への反論

1. 再弁明書に記載されている「本事件に対する意見」を箇条書きに整理する。
 - ① 仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても
 - ◆ その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取消されるまでは、事業認定の有効を前提として、裁決事務を執行しなければならない。
 - ② 収用委員会は収用の前提として事業計画の是非について実質的に判断すべきとの考えが窺われる。
 - ◆ その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取消されるまでは、事業認定の有効を前提として、裁決事務を執行しなければならない
 - ◆ その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない
 - ③ 「起業者の当初の目的は果たせないことが明らかになった。このような状況下での収用裁決は難しい。ここで考え方してはどうか」と起業者に呼び掛ける=勧告するのが至当であったと主張している。

- ✧ 本件の場合、裁決申請に係る事業の事業目的は、事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された事業目的と同じ → 法第 47 条に掲げる却下の裁決の要件に該当するような事実は認められない。
- ✧ 裁決申請の取下げを勧告する理由はない。

2. 反論

- ① 「その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、」とは。
- ✧ 再弁明書に記載されている「本事件に対する意見」は弁明書の繰り返しでしかなく、詰まるところ、「その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、」に尽きている。
 - ✧ 本件処分者である長崎県収用委員会は土地収用法第 47 条の 1 号、2 号を以て、「当然に無効とするようなものではない」と判断している。
 - ✧ しかし、本件収用明渡裁決は石木ダム事業認定が 2013 年 9 月になされてから 5 年 8 ヶ月も経てからのことである。事業認定当時に見込んでいた社会状況と、本件収用明渡裁決時の状況、とりわけ水需要の状況は大きく乖離していたのである。
 - 土地収用法一条もしくは二条から、事業認定から 6 年も遅れて本件収用明渡裁決を行う際には、公益性が維持されているのかを審査する必要があった。
 - 収用明渡裁決を行う時点（2019 年 5 月 21 日）では、とりわけ水需要の状況は大きく乖離して利水目的が喪失していた。この事実を確認することなくなされた本件収用明渡裁決は違法であり、取消されねばならない。
 - ✧ 事業認定の 6 年間に 2 度も工期を変更し、合計 9 年も工期を延長している。
 - 2015 年 8 月 3 日に 6 年の工期延長： この時点で佐世保市は水需要予測の見直しを実施していない。
第三次収用明渡裁決申請が出されたのは 2016 年 5 月 11 日である。事業認定後の計画変更時点で公益性が維持されているか否かの審査義務が収用委員会に課せられているにもかかわらず、長崎県収用委員会はその義務を果たしていない。^{*1}
この事実も、違法であり、本件収用明渡裁決は取消されねばならない。
 - 2019 年度に、更に 3 年の工期延長； この時点で佐世保市は水需要予測を実施したが、それは水需要が低下の一途を辿る中での予測であったことから、違法まがいの手法でなされたデタラメ極まる予測であった。
- 合計 9 年もの工期延長である。事業認定後の工期 9 年延長は、そもそも緊急性を一つの根拠としていた事業認定申請理由の崩壊に他ならない。土地収用法二〇条第三項を満たす状況がないことを起業者が自ら認めているに他ならない。2019 年度計画変更で工期が 3 年延長された時点では収用明渡裁決がなされていた。よって、行政不服審査庁の審

査事項である。行政不服審査庁は「合計9年もの工期延長は土地収用法二〇条第三項違反」として、事業認定と収用明渡裁決を取消すべきである。

② 結論

- ✧ 本件にかかる収用明渡裁決がなされた2019年5月21日時点において、①2012年度水需要予測が実態と大きく乖離していること、②2012年度水需要予測で用いられていた手法の誤り等を理由とした事業認定取消を求める審査請求で国は未だにその裁決を出していないこと、③ ②と同じ争点で事業認定取消訴訟が争われていること、を長崎県収用委員会は承知しているのが当然である。。
- ✧ 更に重要なことは、事業認定がなされた2013年9月6日から、本件収用明渡裁決がなされた2019年5月21日に至っても地権者は生活の場の譲渡を絶対拒否していることである。このような状況を十分承知しながらの収用明渡裁決は、「起業者長崎県と佐世保市に行政代執行の道を開く役割しか果たさないことを承知の上であった。」と見なさざるを得ない。
- ✧ 「行政代執行の道を開く」を意識した上での本件収用明渡裁決は本来は慎重の上にも慎重でなければならなかつた。
然るに、本件に関わる収用委員会公開審理においては、「事業認定内容については収用委員会は扱わない」として、地権者側からの事業認定の問題審理を拒否したのである。2015年8月3日の計画変更は事業認定後の状況の変化として、第三次収用明渡裁決を担当した収用委員会の審査事項であった。*1
- ✧ 収用委員会公開審理で地権者たちが取り上げようとした「事業認定の問題」の主たる事項の一つは、「2012年度水需要予測は過大予測」である。事業認定後の水需要実績が「2012年度水需要予測」より大幅に低かった。
- ✧ 2012年度予測が過大予測であることは、その予測が「石木ダムありき」=「石木ダムへの4万m³/日の水源開発」の数字合わせが目的になっていたことの帰結である。
- ✧ 事業認定後の実績が2012年度予測より大幅に低かった問題は、事業認定後の問題として、2015年度の工期変更時もしくは遅くとも収用明渡裁決前には、2013年度の事業認定期からの6年間の時の経過で石木ダム事業の公益性が維持されているか否かを、収用委員会が検証するべき問題であった。
- ✧ 以上の事実から、本件収用明渡裁決は、事業認定期とその後の計画変更時の諸々の状況の変化を考慮することなくなされたことは明らかである。
- ✧ よって本件収用明渡裁決は、土地収用法47条もしくは一条・二条に違反する違法行為であるから、取消されるのが当然である。
- ✧ 事業認定期の工期9年延長は、そもそも緊急性を一つの根拠としていた事業認定期申請理由の崩壊に他ならない。土地収用法二〇条第三項をみたすべく状況にないことを起業者が自ら認めているに他ならない。収用明渡裁決後の工期延長問題については収用委員会の審査事項から離れるので、行政不服審査庁の審査事項と考える。

- 行政不服審査庁には、「事業認定後の工期9年延長は緊急性を一つの要件としている土地収用法二〇条三項を充足していない」のであるから、事業認定取消審査請求、収用明渡裁決取消審査請求に対して、「処分を取消す」の裁決を求める。

*1 逐条解説 土地収用法 上 小沢道一 638~639 ページ

(3) 変更があったとしても「著しく異なる」とは認められないときは、収用委員会は収用又は使用の裁決を行うこととなるが、変更内容について無審査であってよいのではない。変更後の計画の大筋においては認定庁の判断が維持されうるとしても、変更に係る部分については認定庁の審査が行われているわけではないから、収用委員会は、いわば認定庁になり代わって申請に係る土地との関係において変更内容の適否の審査をすることができるし、又しなければならない。四八条二項本文はこの主旨に立つ規定である。その審査の基準は一条、二条及び四八条二項である。そして、一条及び二条をこの審査基準として見たとき、これらの条文の意味するところは、二〇条三号の定めるところと同じであるとみるとみることができよう。

4. 佐世保市の水需要予測の問題点についての論考

2020年3月6日、石木ダム建設促進特別委員会において、佐世保市の谷本水道局長は、「再評価では、事故や災害時等の非常時においても安定的に供給するための水源施設の能力の規模について算定したもの」、「通常は施設の器の大きさに対して、水の使用実績が下回ることは当然のこと」、「需要の動向に加えて様々な危機管理としての数値が適切に見込まれているかどうかがポイントになるものと考えている」と述べている。この主旨の佐世保市の主張は、従前から一貫している。

上記の主張が一般論として正しいことを前提に、「佐世保市の水需要予測は、そういう一般論が成り立たないレベルで全然違う。はじめに結論ありきの数字合わせだ」と、本件請求人等は訴訟を通じてもこれまで一貫して主張してきた。

上記谷本水道局長主張は、「佐世保市の水需要予測は、需要の動向に危機管理としての数値を適切に見込んだもの」ということになる。

今回、とりわけ2012年度水需要予測と2019年度水需要予測が、「需要の動向に危機管理としての数値を適切に見込んだもの」と言えるのか検証した。

➤ 以下二点を本再反論の補足資料として添付する。

◆ 検証 佐世保市の需要予測に見る「水源確保のための余裕」の変遷

- 水需要予測上、「余裕」を見込む箇所は、用途別使用水量の推測、一日平均給水量の算出でもちいる有収率の設定、一日最大給水量を算出でもちいる負荷率である。

- ・ 一日最大給水量を賄うのに必要な一日取水量を算出する際に「余裕」を見込むのは、利用量率設定における「損失率」である。

✧ 佐世保地区水道の負荷率・一日最大給水量の統計学的考察

- ・ 佐世保市は 2012 年度水需要予測、2019 年度水需要予測において、1999 年度の負荷率 80.3% を以て、計画負荷率としている。「安全を見る」をその理由としている。
- ・ この 80.3% 負荷率が記録された当時は、給水人口、一日最大給水量、有収率、が現在とは全く異なっていた。
- ・ 負荷率と一日最大給水量について、統計学的検討を行った。

➤ 処分庁・長崎県収用委員会への要請。

- ✧ 上記二つの資料について、具体的事実に基づく「事実関係の認否」と「意見」を求める。